

信書便事業制度の概要

平成15年4月1日、「民間事業者による信書の送達に関する法律」が施行され、民間事業者による信書便事業※への参入が可能となりました。

※「信書」とは、“特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書”をいいます。総務省では「信書に該当する文書に関する指針」(総務省告示:総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_guide.html)により、信書に該当する文書、該当しない文書を例示しています。

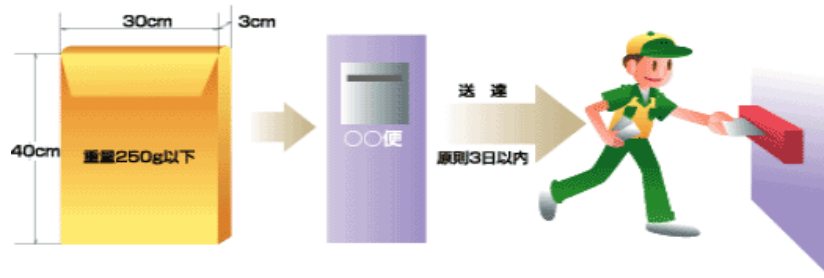
この信書便事業には「一般信書便事業」と「特定信書便事業」があります。

1 一般信書便事業

一般信書便役務を全国提供する条件で、全ての信書の送達が可能となる「全国全面参入型」の事業です。

一般信書便役務とは、

- (1) 長さ、幅及び厚さがそれぞれ40cm、30cm及び3cm以下であり、重量が250g以下の信書を送達する役務
- (2) 国内において差し出された日から原則3日以内に信書を送達する役務



2 特定信書便事業

創意工夫を凝らした高い付加価値を有するサービスを提供する「特定サービス型」の事業で、次に掲げる特定信書便役務のいずれかを充たす必要があります。

特定信書便役務とは、

- (1) 長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書を送達する役務



- (2) 信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する役務



- (3) その料金の額が1,000円を下回らない範囲において総務省令で定める額（国内では1,000円）を超える信書を送達する役務

